

4月1日から公共施設の使用料などが変わります

企画調整局都市マネジメント政策課 ☎582・2076

本市の公共施設の多くは、施設

使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入などにより賄

われています。今後安心して利用

できる施設を維持していくために、使用料や減免制度の改定を行います。改定内容は次のとおりです。

①施設ごとの使用料の改定

現行料金の1.5倍を上限として使用料を改定します。施設によっては使用料の改定が無い場合もあります。

②時間や利用単位の変更

会議室など一部施設の利用については、利用実態に合わせて時間単位の料金体制とします。

③定期券・回数券制度の拡充

利用頻度の高い人の負担軽減を図るため、使用料の改定と併せて、

●回数券の割引率拡大

●定期券・回数券の新規導入を実施します。

④施設利用料減免制度の変更

65歳以上の人を対象に全額減免(無料)としていた施設については、7割減免とします。

改定内容は施設によって異なります。詳細は利用する施設へ問い合わせてください。

■31年度から「健康マイレージ」に新たな景品を追加し、スポーツ施設の利用を支援します。☎保健福祉局健康推進課 ☎582・2018へ。

高齢者の施設利用料減免手続きの変更について

本市では、高齢者の生きがいづく

りや社会参加促進のため、その年度に65歳を迎える市民に割引料金で文化・体育施設などを利用できる

「年長者施設利用証」(以下、「利用証」)を交付してきました。4月1

日から利用者の利便性の向上などを図るため、身分証明書の提示により割引料金を適用できるように取り扱いを変更します。

【変更後の取り扱い】

●利用証の発行を3月31日で終了します(紛失や破損等の場合の再

発行を含む)。

●平成30年度以前に交付された利用証は、平成31年度以降も引き続き利用できます。

●利用証がなくても、施設利用時に65歳以上の市民であることが確認できる公的証明書(運転免許証・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・マイナンバーカードなど)の提示があれば割引料金が適用されます。

☎保健福祉局長寿社会対策課 ☎582・2407へ。

4月7日(日)は福岡県知事選挙・県議会議員選挙の投票日です

投票時間 7～20時

◎藍島市民サブセンター(小倉北区)の投票は4月5日(金)の7～20時です
◎平尾公民館(小倉南区)の投票は4月7日(日)の7～19時です

投票できる人

選挙人名簿に登録された次の

①②のいずれにも該当する人です。

①日本国籍を持ち、平成13年4月8日までに生まれた人。

②平成30年12月28日以前から引き続き北九州市内に住所があり、住民基本台帳(住民票)に記載されている人。

※北九州市の選挙人名簿に登録されている人で、県内の市町村に転居し、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない人も投票できます。県外に転出した人は投票できません。

投票する場所

投票所入場整理券に記載されている投票所を確認してください。

ただし、最近転居した人は、投票所が次のようになります。

【市内で転居した人】

●3月1日以前に転居の届け出をした人は、新しい住所地で。

●3月2日以後に転居の届け出をした人は、前の住所地で。

【県内の他市町村から本市に転入し、平成30年12月29日以後に届け出をした人】

前の住所地で。

【本市から県内の他市町村へ転出し、平成30年12月29日以後に届け出をした人】

本市での住所地で。

※届出口によって投票の場所が異なる

期日前投票

選挙の当日、仕事、旅行やレジャーなどの予定がある人は、期日前投票ができます。

投票所入場整理券(届いていない人や紛失した人は、本人であることを確認できるもの)を住所地の区役所から出張所の期日前投票所までお持ちください。

日程は、

●区役所は3月22日(金)(県議会議員選挙は3月30日(土)～4月6日(土))
●藍島は4月4日(木)までの8時30分～20時。

●出張所は3月30日(土)～4月6日(土)の8時30分～17時(一部出張所は除く)。

※なお、小倉北区馬島で選挙人名簿に登録されている人は、4月3日(水)12～15時、馬島集会所でも期日前投票ができます。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険証を持ち、一定の条件に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。4月3日(水)までに証明書の交付や投票用紙の請求などの手続きが必要になります。詳しくは、区選挙管理委員会にお問い合わせください。

本人確認にご協力ください

不正投票防止のため、投票所で

は誕生日などによる本人確認を行っています。ご協力をお願いします。

選挙公報を配布します

4月2日以後に候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を各世帯に配布します。届かない場合は、住所地の区選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙運動について

●満18歳未満は選挙運動ができません。
●候補者と政党など以外は、電子メールを利用した選挙運動ができません。

問い合わせ先	選挙全般に関すること 市・区の選挙管理委員会	入場整理券に関すること ※利用は3月21日から
北九州市	☎582・3071	—
門司区	☎331・1880	☎332・4484
小倉北区	☎582・3505	☎583・6108
小倉南区	☎951・4113	☎921・9264
若松区	☎761・5321(代)	☎761・4261
八幡東区	☎671・2887	☎661・6185
八幡西区	☎642・1443	☎622・4890
戸畑区	☎871・3453	☎883・2140